

[事案 2021-212] 配当金支払請求

・令和4年2月14日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載されたとおりの配当金の支払いを求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年7月に契約した終身保険について、以下の理由により、設計書に記載されたとおりの配当金を支払ってほしい。

- (1) 契約時に渡された設計書に記載された金額と、実際の配当金額が大きく乖離しており、契約不履行である。
- (2) パンフレットに配当金を明示していても、その金額は将来約束された金額ではない旨を小さく記載していればよいというのは納得がいかない。
- (3) 設計書は誇大広告である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 配当金は定款および約款に記載された方法で配当され、契約時に確定した配当金額が支払われることが定まっているわけではない。また、申立人は約款を受領しており、個別の条項についても合意をしたものとみなされる。
- (2) 設計書およびパンフレットの記載から、設計書記載の配当金額が確実に受け取れる金額ではないことは明らかであり、十分注意喚起がなされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社に契約不履行があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。